

海老名市避難行動要支援者全体計画

平成26年12月作成
【令和8年7月修正】

海老名市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 全体計画の構成	1
3 登録制度	2
4 登録制度の推進体制	2
5 全体計画の評価・検証	2
第2章 平常時の対策	3
1 避難行動要支援者情報の把握	3
(1) 要支援者の要件	3
(2) 登録方法	4
2 全体名簿及び登録名簿の作成等	5
(1) 登録情報	5
(2) 全体名簿の管理	5
(3) 登録情報の更新	6
(4) 名簿の提供及び活用	6
3 個別避難計画について	7
(1) 個別情報	7
(2) 個別避難計画の作成及び整備等	7
(3) 個別避難計画の提供等	8
(4) 登録情報及び個別情報の保護	8
(5) 避難支援等実施者の選出等	8
4 避難支援等関係者等となる者	9
(1) 消防本部及び警察署	9
(2) 自治会	9
(3) 民生委員・児童委員	9
(4) 地区社会福祉協議会	9
(5) ボランティア	10
(6) 社会福祉関係機関	10
(7) 県及び近隣市町村	10

5 普及啓発等	11
(1) 防災意識の啓発	11
(2) 防災訓練等の実施等	11
第3章 災害発生時等の対応	12
1 避難のための情報伝達	12
(1) 避難情報等の伝達	12
(2) 情報伝達ルート	12
(3) 情報伝達手段	12
2 要支援者の避難支援	13
(1) 避難支援の方法	13
(2) 避難支援の措置	13
(3) 登録名簿又は個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務	13
(4) 登録名簿の提供に不同意であった者への避難支援	13
3 要支援者の安否確認	13
第4章 避難所等における支援体制	14
1 避難所等における支援	14
(1) 避難所予定施設等の整備	14
(2) 避難所等での情報伝達	14
(3) 保健福祉サービスの提供	14
2 在宅の要支援者への支援	15
(1) 情報収集と情報提供	15
(2) 保健福祉サービスの提供	15
3 要支援者に対する移送対応	15

第 1 章 総則

1 目的

阪神・淡路大震災及び東日本大震災をはじめとした大規模地震災害並びに近年、頻繁に発生している集中豪雨等異常気象による風水害等においては、迅速な避難及び救護が必要となり、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等、いわゆる避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が、深刻な被害を受けるケースが少なくない。

このような災害から要支援者を守るためには、あらかじめ要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における要支援者への避難行動支援（以下「避難支援」という。）を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における要支援者への避難支援について、その基本的な考え方及び進め方を定めるものであり、要支援者自身による自助及び地域で取り組む共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制及び避難支援体制の整備・充実を図ること（公助）により、地域の安全・安心体制を強化するとともに、要支援者への支援を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

2 全体計画の構成

避難行動要支援者全体計画（以下「全体計画」という。）は、地域防災計画の下位計画として、要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、平常時及び災害発生時等の避難支援の基本的な方針及び推進方法を定め、要支援者対策を進めていくものとする。

3 登録制度

市は、海老名市避難行動要支援者登録制度（以下「登録制度」という。）についての周知を要支援者等に行った上で、要支援者の把握を行うとともに、意思を確認し、平常時において、要支援者自身の所在、身体状況等の情報を消防本部、警察署、自治会、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会（以下「避難支援等関係者」という。）と共有する。また、登録名簿に登録されている要支援者を対象に個別避難計画を作成及び整備し、要支援者一人一人の特性に応じて、災害発生時等において避難支援を実施するものとする。

4 登録制度の推進体制

福祉、防災等を所管する関係課は、登録制度に係る普及、周知、相談対応、避難支援等を連携して実施するものとする。なお、登録制度の運用に当たっては、自治会、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会と平常時の業務に関連の深い関係課が必要な連絡調整を行うものとする。

5 全体計画の評価・検証

市は、全体計画の運用後、その実施内容及び効果について評価・検証し、実施により得られた課題等を精査することにより、地域の実情に即した、より効果的な避難支援を行うため、海老名市避難行動要支援者登録名簿（以下「登録名簿」という。）及び個別避難計画の見直しを行い、必要に応じて全体計画の修正を行うものとする。

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者情報の把握

災害発生時等に要支援者に対して迅速かつ的確な避難支援を行うためには、平常時において、あらかじめ要支援者に関する情報を把握しておくことが不可欠であるため、市は、海老名市避難行動要支援者全体名簿（以下「全体名簿」という。）を整備し、及び登録制度を活用し、登録名簿を整備するものとする。

（１） 要支援者の要件

全体計画における要支援者の要件は、市に住所を有する者のうち、次の要件のいずれかに該当する者とする。

ア 要介護認定３、４又は５を受けている者

イ 要介護認定に伴う訪問調査の自立度が日常生活Ｂ以上又は認知症度Ⅲ以上である者。

ウ 身体障害者手帳の等級が１級又は２級であって、第１種を所持する身体障害者（総合等級）。ただし、心臓機能障害又は腎臓機能障害にのみ該当する者は除く。

エ 次の(ア)から(エ)までに掲げるいずれかの身体障害者手帳を所持する者（個別等級）

（ア） 視覚障害（３級又は４級）

（イ） 聴覚障害（３級）

（ウ） 下肢機能障害（３級）

（エ） 体幹機能障害（３級）

オ 療育手帳を所持する知的障害者

カ 精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を所持する者で単身世帯の者

キ その他市長が必要と認める者

(2) 登録方法

ア 全体名簿への登録方法

(ア) 市に住所を有する者のうち、要支援者の要件に該当する者全てを全体名簿に登録する。ただし、避難行動要支援者登録制度意思確認書（第1号様式）の提出等により、次のいずれかが判明した場合は、全体名簿から削除する。

- a 死亡したとき。
- b 市外に転出したとき。
- c 要支援者の要件に該当しないとき。

イ 登録名簿への登録方法

(ア) 要支援者の自発的な意思により、要支援者の情報を避難支援等関係者に提供することについて、同意（手上げ方式）し、高齢者は地域包括ケア推進課、障がい者は障がい福祉課の担当窓口避難行動要支援者登録制度意思確認書（第1号様式）の提出をもって、登録名簿に登録する。ただし、避難行動要支援者登録制度意思確認書（第1号様式）の提出等により、次のいずれかが判明した場合は、要支援者の同意の意思にかかわらず、登録名簿に登録しない。

- a 死亡したとき。
- b 市外に転出したとき。
- c 福祉施設等への入所等により自宅に居住する見込みがないとき。
- d 要支援者の要件に該当しないとき。

2 全体名簿及び登録名簿の作成等

市は、要支援者から提出された避難行動要支援者登録制度意思確認書（第1号様式）に記入された情報に基づき、全体名簿を確認し、必要に応じて修正し、並びに登録名簿を作成する。

（1）登録情報

全体名簿及び登録名簿に登録する要支援者の情報（以下「登録情報」という。）は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（2）全体名簿の管理

- ア 市は、災害発生時等の状況を考慮し、全体名簿を電子データ（データベース化）及び紙媒体の双方で登録情報を整理し、管理するものとする。
- イ 電子データでの管理については、部外の職員がデータを閲覧することができないよう、データを閲覧・更新する職員をあらかじめ所属長が指名し、当該職員にパスワード等を付与して管理するものとし、パスワード等については、指名された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行う。
- ウ 紙媒体での管理は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出し及び部外者の閲覧ができないよう厳重に管理する。

(3) 登録情報の更新

市は、要支援者が新たに登録された場合又は登録情報が変更された場合若しくは登録情報が削除された場合は、全体名簿の登録情報を常に更新し、最新の状態を保つようにする。また、登録名簿は、原則として毎年更新を行い、その更新時に避難支援等関係者に周知し、登録名簿の登録情報を共有するものとする。

(4) 名簿の提供及び活用

ア 全体名簿の提供及び活用

市は、災害発生時等において、要支援者の生命及び身体を保護するため、特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者等に全体名簿を提供できるものとし、市から全体名簿を提供された避難支援等関係者等は、災害発生時等における避難支援及び安否確認に活用することができる。

イ 登録名簿の提供及び活用

市は、平常時から避難支援等関係者に登録名簿を提供し、市から登録名簿を提供された避難支援等関係者は、災害発生時等における避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。

3 個別避難計画について

(1) 個別情報

個別避難計画に記載する要支援者の情報（以下「個別情報」という。）は、次のとおりとする。

- ア 登録情報その他本人情報に関すること。
- イ 介助の必要性、居住環境及びハザードの状況に関すること。
- ウ 避難先に関すること。
- エ 緊急連絡先及び避難支援等実施者に関すること。
- オ 避難先での生活支援に関すること。
- カ 個別避難計画の提供先に関すること。
- キ その他避難支援に必要な事項に関すること。

(2) 個別避難計画の作成及び整備等

- ア 市長は、要支援者一人一人の特性に応じて避難支援を行い、要支援者の安全・安心を確保することを目的に、登録名簿に登録されている要支援者を対象に個別避難計画の作成および整備をする。
- イ 市長は、前項に掲げる個別避難計画を作成するに当たり、優先的に避難支援する必要があると認められる場合は、作成等に関する事業について、その全部又は一部を委託することができる。
- ウ 要支援者若しくはその家族又はそれらの者に作成を依頼された者は、当該要配慮の個別避難計画を作成することができる。作成された計画書を市へ提出する場合、あらかじめ避難支援等関係者に提供することについて対象者又はその家族の同意を得る。
- エ 市長は、前項の規定により作成された個別情報が記載されていることを確認できた場合は、個別避難計画として取り扱う。
- オ 市長は、個別避難計画を要支援者の状況の変化に合わせて、更新できるものとする。

(3) 個別避難計画の提供等

- ア 市長は、要支援者の同意に基づき、市の関係部署と個別避難計画を共有するとともに、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。
- イ 前項の規定により個別避難計画を提供する場合は、当該個別避難計画の提供前の個別避難計画を回収し、処分するものとする。
- ウ 個別避難計画の提供を受けた者は、災害発生時等における要支援者の特性及び実情に応じた避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。
- エ 市長は、災害発生時等において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者その他の者へ情報提供ができる。

(4) 登録情報及び個別情報の保護

- ア 秘密の保持を厳守すること。
- イ 登録名簿又は個別避難計画を毀損し、汚損し、又は紛失等することのないよう適正に管理すること。
- ウ 登録情報又は個別情報を目的以外に使用しないこと。
- エ 第三者に登録情報又は個別情報を提供しないこと。
- オ 登録名簿又は個別避難計画の複写をしないこと。

(5) 避難支援等実施者の選出等

- ア 市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難支援等実施者を選出することができない要支援者については、自治会、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会に協力を働きかけ、地域ボランティア等の協力を得ながら要支援者に対応する共助を行うための避難支援等実施者の選出を支援する。
- イ 市は、避難支援等実施者による要支援者の避難支援は、避難支援等実施者の任意の協力により行われるものであるため、責任を伴うものではないということ及び避難支援等実施者の不在、被災等により、要支援者の避難支援が困難となる場合があり、要支援者の安全な避難には、要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、要支援者及び避難支援等実施者の双方に十分な理解を得るものとする。

4 避難支援等関係者等となる者

(1) 消防本部及び警察署

消防本部及び警察署は、平常時においては、要支援者の避難支援方法等に対する助言を行うものとし、災害発生時等においては、要支援者の安否確認、救援・救助及び避難支援等実施者への避難勧告等の伝達への協力を求めるものとする。

(2) 自治会

ア 自治会は、地域の防災活動の中核を担う組織であり、災害発生時等における要支援者の避難支援及び安否確認には必要不可欠であることから、平常時から地域での避難支援について、連携を図るものとする。

イ 個別避難計画の作成に当たっては、自治会と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求めるものとする。

ウ 災害発生時等においては、要支援者への避難支援及び安否確認への協力を求めるものとする。

(3) 民生委員・児童委員

ア 民生委員・児童委員は、地域住民の見守り、訪問活動等を通じて、地域の要支援者のニーズ、地域の福祉情報等を把握できる立場にあることから、その活動を通じた情報の収集及び提供について協力を仰ぐこととし、要支援者に対して、登録制度の周知を図り、登録名簿への同意について働きかけを求めるものとする。

イ 個別避難計画の作成に当たっては、民生委員・児童委員と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求めるものとする。

ウ 災害発生時等においては、要支援者の安否確認への協力を求めるものとする。

(4) 地区社会福祉協議会

ア 地区社会福祉協議会は、平常時における地域での要支援者に対する避難支援の環境づくりを行うものとする。

イ 個別避難計画の作成に当たっては、地区社会福祉協議会と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求めるものとする。

ウ 災害発生時等においては、要支援者への避難支援及び安否確認への協力を求めるものとする。

(5) ボランティア

- ア ボランティアについては、市内の団体、住民である内部ボランティア、被災地である海老名市以外から様々な支援に駆けつける外部ボランティアがあり、災害発生時等のボランティア活動については、それぞれのボランティアの特性等を勘案しながら、連携に努める。
- イ 市は、内部ボランティアについて、その組織化を支援するものとし、支援場所の確保、ボランティアリーダーとの定期的な連絡会議等を通じ、地域とのつながり、市内の状況把握という特徴を活かし、内部ボランティアの担う役割分担等について明確化するなど、要支援者の避難支援に必要な連携を図るものとする。また、外部ボランティアについては、海老名市社会福祉協議会と連携し、災害発生時等において、外部ボランティアが有する様々な能力等についてのコーディネート等の協力が得られるよう調整を行うものとする。

(6) 社会福祉関係機関

- ア 市は、市内における地域福祉の推進を担う海老名市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの確保等の必要なマンパワー及び保有する情報の提供について協力を仰ぐものとする。
- イ 在宅高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための包括的な支援を提供する総合的な相談窓口として、市内に設置している海老名市地域包括支援センターと緊密に連携し、必要な協力を得られるように努めるものとする。
- ウ 福祉避難所の確保及び要支援者の受入れについては、市内の社会福祉施設等を保有する社会福祉法人等との事前の協定等により、平常時からの協力体制を構築するものとする。

(7) 県及び近隣市町村

- 市は、県及び近隣市町村と要支援者の受入れ等について、平常時から相互応援体制を構築するものとする。

5 普及啓発等

(1) 防災意識の啓発

市は、要支援者に対する避難支援が迅速かつ的確に行われるため、避難支援等実施者等と地域において連携かつ協力しながら、要支援者の救出及び避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を促すとともに、防災体制の強化・充実を図るための普及啓発に努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施等

市は、地域住民及び要支援者自身の防災意識の高揚のため、市、地域等で実施する各種の防災訓練、講習会等において、要支援者の視点を取り入れ、要支援者自身が参加する防災訓練、講習会等を実施するとともに支援する。

第3章 災害発生時等の対応

災害発生時等には、要支援者に的確に情報を伝達し、個別避難計画に基づき、地域による避難支援及び近隣住民同士の助け合いにより、適切に避難所等に誘導する。また、要支援者は、避難に比較的長い時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

1 避難のための情報伝達

(1) 避難情報等の伝達

市は、災害発生時等において避難支援を要する場合は、避難勧告等が迅速かつ確実に伝達できるよう、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を利用し、迅速かつ確実に避難情報等を伝達する。

(2) 情報伝達ルート

市は、要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報伝達する体制を整備するとともに、避難支援等実施者が速やかに避難支援体制を整えられるよう、避難支援等実施者に防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

(3) 情報伝達手段

ア 市は、防災行政無線（同報系無線設備）のほか、市のホームページ、緊急情報メール（携帯電話）、放送事業者（緊急割り込み放送等）、広報車等のあらゆる手段を活用し、地域住民のほか、避難支援等実施者に避難に関する呼び掛け等の災害情報を提供する。

イ 避難の呼び掛け等が要支援者を含めた住民に確実に届くよう、電話連絡、直接訪問等を基本とする地域ぐるみによる情報伝達体制の整備を促していくとともに、地域住民も災害等緊急情報の取得に積極的に努めていただくように啓発を行っていく。

ウ 情報の伝達手段については、要支援者それぞれの身体的な状況等に
 応じ、次の情報伝達の例に掲げるものなどを使用し、必要な配慮
 を行う。

(ア) 聴覚障がい者 FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用
情報受信装置

(イ) 視覚障がい者 受信メールを読み上げる携帯電話

(ウ) 肢体不自由者 フリーハンド用機器を備えた携帯電話

2 要支援者の避難支援

(1) 避難支援の方法

- ア あらかじめ個別避難計画で定めた避難支援等実施者を中心に、地域で連携かつ協力しながら、要支援者の避難支援を実施する。
- イ 避難支援等関係者は、平常時から登録名簿に登録されている要支援者の避難支援については、登録名簿の登録情報に基づいて避難支援を行うものとする。
- ウ 要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に全体名簿を提供し、避難支援を実施するものとする。

(2) 避難支援の措置

避難支援は、あくまでも登録名簿又は個別避難計画の提供を受けた者の善意と地域の助け合いにより行われるものであり、災害発生時等において、避難支援等ができない場合又は事故等が発生した場合に、法的な責任及び義務を負うものではない。

(3) 登録名簿又は個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務

登録名簿又は個別避難計画の提供を受けた者は、正当な理由がなく、要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、災害発生時等において、要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に登録情報又は個別情報を近隣住民等に知らせなければならない場合は、この限りでない。

(4) 登録名簿の提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害発生時等において、要支援者の生命及び身体を保護するため、避難支援等の実施に必要な限度において、不同意であった要支援者も登録されている全体名簿を提供することが適切かを判断した上で、避難支援等関係者等に全体名簿を提供することができる。

3 要支援者の安否確認

市は、登録名簿若しくは個別避難計画又は必要に応じて全体名簿を有効に活用し、要支援者の安否確認を進めるものとする。

第4章 避難所等における支援体制

1 避難所等における支援

市は、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び避難支援等実施者と連携かつ協力して避難所等における支援を実施するものとする。

(1) 避難所予定施設等の整備

ア 災害発生時等には、要支援者を含む多数の被災者が避難所等で生活を送ることになるため、市は、避難所予定施設等について要支援者に配慮し、できる限りのバリアフリー化に努めるとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努める。

イ 避難所等の開設後には、要支援者に配慮した食料及び介護用品等の福祉用具が必要となるため、それらの物資の備蓄及び迅速な調達のための各事業者等との協定の締結に努める。

(2) 避難所等での情報伝達

避難所等における情報は被災者にとって大変重要なものであるため、視覚・聴覚障がい者等の情報の取得が困難である者に対して、音声による情報発信及び紙による情報の掲示のほか、要約筆記、手話通訳、障がい者の言葉及び動作を理解できるボランティア等の配置等多面的・多重的な情報の提供に努める。

(3) 保健福祉サービスの提供

避難所等の要支援者に対しては、避難所等においても必要な保健福祉サービスが受けられるよう、平常時から関係機関及び民間のサービス提供事業者と連携し、必要に応じて保健福祉サービスを提供する。

2 在宅の要支援者への支援

自宅等の状況により、避難所等への避難を必要とせず、自宅等にとどまっている要支援者についても、被災により日常的な生活が困難になることが予想されるため、必要な物資の供給及び保健福祉サービスの提供が可能になるよう努める。

(1) 情報収集と情報提供

在宅の要支援者については、要支援者情報を保有する自治会、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努める。

(2) 保健福祉サービスの提供

在宅の要支援者の生活を支援するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な提供が欠かせないことから、保健福祉サービス提供事業者等と連携かつ協力し、収集した情報に基づき、被災した要支援者に対して、日常的に提供している保健福祉サービスの提供に努める。

3 要支援者に対する移送対応

市は、要支援者を指定福祉避難所等に移送するため、介護タクシー事業者等との連携を図り、移送体制を構築するため、移送協力に関する協定の締結に努める。

海老名市避難行動要支援者全体計画

平成26年12月作成

平成30年4月修正

令和7年3月修正

令和8年7月修正

編集発行 海老名市保健福祉部福祉政策課

〒243-0492

海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-4820